

2017年
事業の概況

JF マリンバンク
なぎさ信用漁業協同組合連合会

2017年 事業の概況

CONTENTS

JFマリンバンクは‘浜’の金融機関です	
ごあいさつ	②
JFマリンバンクの経営姿勢についてお知らせします	
経営方針	④
リスク管理体制	⑦
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	⑨
金融ADR制度への対応	⑨
漁業者等の経営の改善のための取組みの状況	⑩
地域の活性化のための取組みの状況	⑩
JFマリンバンクの事業についてご案内します	
事業概要	⑪
勧誘方針	⑪
貯金業務	⑫
為替業務	⑫
融資(貸付)業務	⑬
その他のサービス	⑬
JFマリンバンクの組織概要についてご紹介します	
組織構成	⑭
役員・職員	⑮
沿革・歩み	⑯
トピックス	⑰
JFマリンバンクの平成28年度各事業の業績についてご報告します	
事業の状況	⑯
融資についての考え方	⑯
資料編	⑯
店舗一覧	⑯

JFマリンバンク は ‘浜’ の金融機関です



経営管理委員会副会長

中川 照央

経営管理委員会会長

榎本 秀春

代表理事理事長

黒田 俊文

ごあいさつ

みなさまには、平素より漁協系統信用事業をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

本会は、平成29年4月1日にJF和歌山信漁連と合併し、新たにJFなぎさ信漁連として誕生いたしました。

本冊子は、JFなぎさ信漁連としての経営の考え方や、旧JF兵庫信漁連の最終決算内容などについて、できる限り分かり易くまとめたものです。

JFなぎさ信漁連は、兵庫・和歌山の両信漁連で「内外の厳しい環境変化等の中、将来に亘りマリンバンクとして必要な漁業金融機能を提供し続け、利用者に信頼される経営を維持していくための最善の方向は、統合信漁連の構築である」との共通認識を持つことができたことから、平成25年12月18日に統合信漁連構築に向けた協議開始にかかる「合意書」を締結のうえ両県で実践的な協議に入り、足かけ3年の期間をかけて合併を実現させました。

JF兵庫信漁連は昭和26年に、JF和歌山信漁連は昭和28年に発足以来、協同組合組織として相互扶助の理念のもと、漁村の中核金融機関としての使命を果たし、漁業生産性の向上と生活の向上等に寄与し、地域社会の発展に向けて努力してまいりました。

JFなぎさ信漁連は、両県信漁連の果たしてきた使命を継承し、合併の効果を最大限に發揮することで、将来に亘る漁業環境及び金融環境の変化に柔軟に対応し、会員及び利用者の皆様に「安心・安全」の金融機能を「安定」的に提供し、「愛される浜の金融機関」となれるよう努力してまいりますので、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

経営管理委員会会長

榎本 秀春

経営管理委員会副会長

中川 照央

代表理事理事長

黒田 俊文

JFマリンバンクの 経営姿勢についてお知らせします

経営方針

なぎさ信漁連は、信漁連の使命である会員及び利用者の負託に応え、「安心」、「安全」の金融サービスを安定的に提供していくため、関係者の皆様のご支援のもと平成29年4月1日に発足いたしました。

今回、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの中期経営計画を定めましたが、その中で平成29年度は、「なぎさ信漁連の運営方法・事務・事業展開等について、なぎさ信漁連としてのスタンダードを作り上げる期間」と定義しております。

なぎさ信漁連の目指すべき姿である「愛される浜の金融機関」を目指す中で、中期経営計画の初年度である平成29年度は、合併効果を最大限に發揮していくための下地作りの期間として、非常に重要であるとの認識のもと、各種施策を実施してまいります。

我々JFグループにおきましては、「水産業日本の復活」に向けて取り組んでいるところであります、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」という画期的な事業により、漁業者の皆様の将来展望も開けてきたところと認識をしております。

信用事業を取り巻く環境は、平成28年2月のマイナス金利政策導入による利回り低下から、他金融機関の収益への影響も大きく、本会も例外なく直接的に影響を受けております。また、この環境はしばらく継続されるものと考えられます。

このような環境下ではありますが、皆様から「愛される浜の金融機関」と認識していただけるよう、その役割発揮に向けて最大限の努力をしてまいる所存です。

(1) なぎさ信漁連としての組織風土の確立

① 「愛される浜の金融機関」を目指すことの役職員の意識浸透

なぎさ信漁連は、会員及び会員の組合員の負託に応えうる「愛される浜の金融機関」であり続けることがその使命であります。

このためには、合併効果の早期発揮が肝要であり、平成29年度はなぎさ信漁連としての組織風土を確立するため、職員一人ひとりが、旧兵庫県・旧和歌山県の垣根を越えてなぎさ信漁連職員であるとの一体感を醸成すること、また利用者の方、会員や関係団体の皆様との絆を深めていくことが重要であると認識をしております。

この認識のもと、各種施策を実施してまいります。

② 事務手続の整備と統一

「愛される浜の金融機関」の根底は、「正確かつ迅速な事務処理」を確実に遂行し、利用者の皆様から信頼されることであると認識しております。

このため、足元では、旧兵庫・旧和歌山で若干差異がある事務処理等について、早期に統一するための施策を実施してまいります。

③ 新人事制度の導入

「愛される浜の金融機関」となるためには、なぎさ信漁連で働く一人ひとりが、溌剌と働くことのできる環境を整えることが重要であると認識しております。

このため、職員がそれぞれに目標意識を持ち、また実績が公正に評価されることを目的に新人事制度を導入し、これの定着のために取り組んでまいります。

(2) 組織基盤強化への取組み

① 広域信漁連構想への積極的参加

広域合併の先駆者として、全国段階で進められている「広域化研究会（西日本ブロック）」をベースに、第2段階であるさらなる組織強化について検討を進めてまいります。

② 収支構造の改善

マイナス金利の環境下、本会の運用利回りも低下をしております。このような厳しい環境下にあって、本業（償却引当前経常利益）ベースでの収益を確保するため、あらゆる手段を講じてまいります。

適時・適切に、本会としておかれられた状況に対処するためには、その時点での収支状況等を的確に把握する必要があり、また、店舗単位での収支意識を徹底するため、収益管理の仕組みを構築いたします。

これに加えて、必要な利回りを確保するため、効率的な資金運用を行うための体制も整備してまいります。

③ 新事業推進体制の確立

平成28年2月より取り組んでいる「新事業推進体制」について、実践段階に入っていることから、適切に目標・実績管理が実施される体制を早期に確立し、「出向く体制」「純増ベースの目標管理」の定着化を進めてまいります。

④ 内部管理態勢の強化

年度当初にたてた事業計画の達成状況を概ね半期ごとに分析・評価することが可能な、部店業績評価制度を確立し、平成29年度はこれを試行的に導入します。

また、コンプライアンス態勢を強化するため、全店舗の職員に対するコンプライアンス意識を徹底するような施策を実施してまいります。

内部監査については、監事と監査部署の連携強化、監査手法の充実、チェック機能の整備により、不祥事の未然防止に強力に取り組み、金融機関としての信頼性確保に努めます。

⑤ 人材育成

公正な人事評価を実施し、やる気とやりがいのある職場環境を作るとともに、現状の業務量と人員配置の分析を実施し、新規・中途・臨時雇員にかかる職員採用計画を策定し、実施します。

また、階層別に分けた各種研修会・勉強会・通信教育等を組み込んだ研修体系を構築し、運用を開始します。

『4つの理念』

JFマリンバンクは、笑顔と真心の窓口にします

JFマリンバンクは、「浜」のニーズに応えます

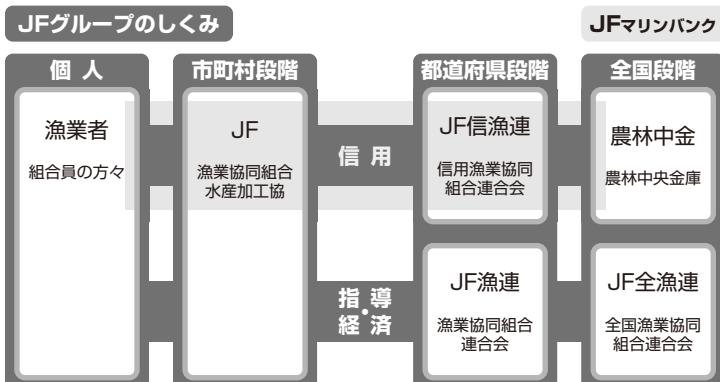
JFマリンバンクは、「協同」と「協働」を掲げます

JFマリンバンクは、安心と有利を提供します

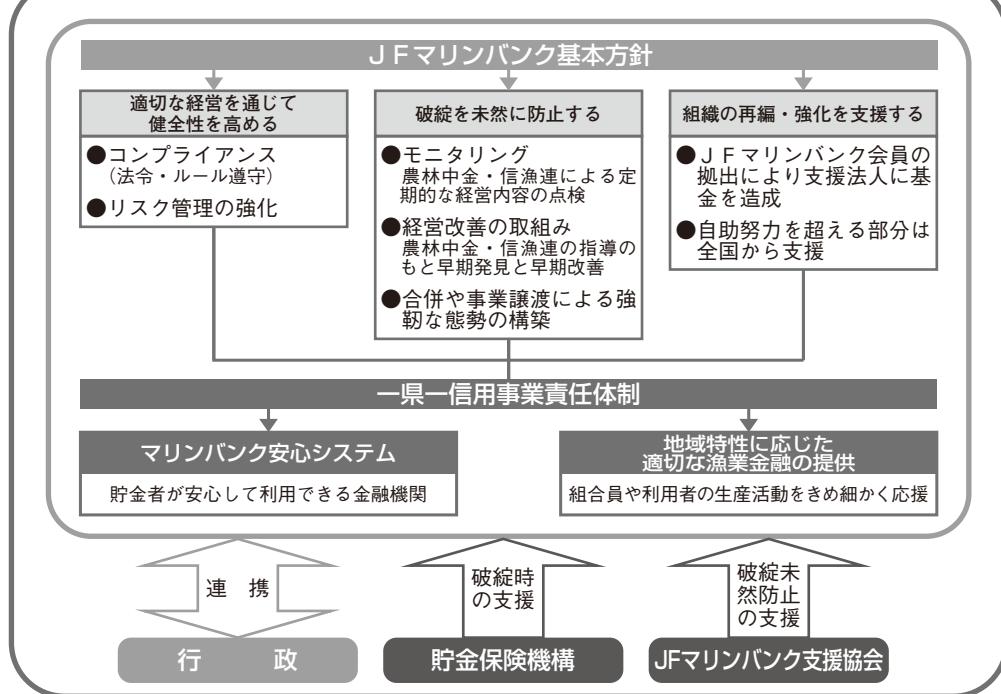
○ JFマリンバンク

JFマリンバンクは、貯金や貸出などをを行う全国の漁協・水産加工協・信漁連・農林中央金庫および全漁連で構成するグループの総称です。

地域の漁業に密着した事業展開を全国的に行う、漁業地域のメインバンクです。



JFマリンバンク運営の仕組み



○ マリンバンク安心システム

利用者のみなさまの安心のため、平成15年1月に施行された再編強化法（特定農水産業協同組合による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき定めた「JFマリンバンク基本方針」を遵守し、健全で効率的な業務運営を目指し、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」の強化に努めています。

パワーアップしたセーフティネットがみなさまの貯金を守ります。

貯金保険制度
貯金者を保護するための国の公的な制度

漁協、信漁連、農林中金などが加入する『貯金者保険制度』。加入者が納める保険料を原資に、貯金を一定の範囲で保護します。

マリンバンク安心システム

JFマリンバンクが再編強化法に基づき構築している貯金者のためのセーフティネットです。

■ リスク管理体制

金融環境の複雑化に伴い、金融機関の抱えるリスクは一段と多様化・複雑化しており、リスク管理は経営の健全性確保と収益性・効率性の向上を図るうえで重要なものとなっております。

当連合会では、「JFマリンバンク基本方針」に基づいて、内部管理体制・リスク管理体制の整備と強化を図り、経営の健全性確保に取り組んでおります。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化等により、貸出金等の元本や利息の回収が困難となり、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、各業務規程に基づき日常の事務遂行を行うとともに、貸出資産の健全性の維持・向上に努めるために、貸出審査にあたっては「与信審査マニュアル」に基づき貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分に審査し、信用リスク管理を徹底するとともに、資産の自己査定に際しては、「資産自己査定実施要綱」等に基づき適正に資産査定を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場などの様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、経営管理委員会および、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づく運用会議を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運営方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を協議しています。

流動性リスク管理

予期せぬ資金の流出等により必要な資金の確保が出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである流動性リスクについては、「資金繰り対応要領」に基づく資金繰り管理の徹底に努めています。

なお、流動性リスクのうち、不祥事・風評被害等による貯金流出時の資金繰りリスクについては、「不祥事・風評被害等発生時の対応要領」に基づきリスク管理対応の徹底を図っています。

オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

① 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、金融機関自身が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、各種業務規程に基づく事務を遂行することにより、事務リスクの軽減に努めるとともに、日常の事務リスクの改善・向上を図ることを目的として内部監査の充実・強化に努めるほか、事務処理ミス等の早期発見及び事故防止等を目的として、支店長等部門管理者が自らの事務処理点検を行う自店検査を実施しています。

なお、事故防止のための人事管理として、年1回1週間以上連続して職員が職場離脱を実施するとともに、長期間（4年程度を目指す）にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動（ローテーション）も行っています。

② システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止または誤動作等システムの不備等に伴う情報流出により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、系統の集中センターである株式会社全国漁協オンラインセンターと連携の上、コンピュータ・システムの安定稼動のため安全且つ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の障害や災害時等のシステム対応については、「シナリオ分析による対応要領」に基づく対応徹底を図っています。

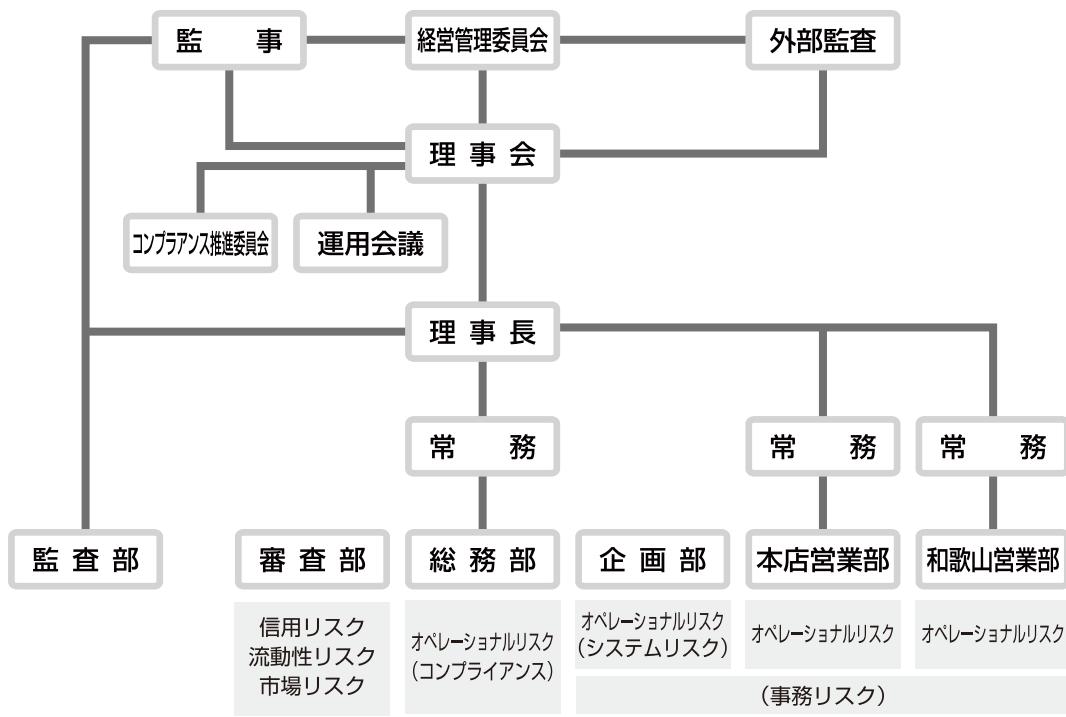
また、情報資産の安全管理については、「情報安全管理基本規程」等に基づいて対応を行っています。

危機管理への対応について

当連合会の業務遂行上、万一不測の事態をきたした場合に遗漏無く顧客対応を行い、また早急な復旧を行い、平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画等を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図っています。

また、防犯対策として、警察等との日頃の連携や日常の備えのみならず、万一の事件（強盗、泥棒、車両の強奪等）の際の対応等については、「防犯対策要領」に基づく対応徹底を図るとともに、火災、震災等の災害時の対応等については「災害対応要領」に基づく対応態勢の整備を図っています。

《リスク管理の組織体制》



JF綱領（～わたしたちJFのめざすもの～）

- 一．海の恵みを享受するすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。
- 一．食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。
- 一．都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。
- 一．JFの利用・参加によって、協同の成果を高めよう。
- 一．自主・自立、民主的運営を基本に、JFを健全に経営しよう。
- 一．協同の理念を学び、実践を通じて生きがいを追求しよう。

JFグループについて

JFグループとは、日本の漁業協同組合のことです。漁協系統は、21世紀にふさわしい組織として新しいイメージを内外にアピールするため、統一呼称「JF（ジェイエフ）」とシンボルマークを決めました。

「JF」は、日本の漁業協同組合（Japan Fisheries Co-operatives）の頭文字からとり、JAのAgriculture=農業に対照してFisheries=水産業とすることで、日本の2大食料供給組織としての社会的認知を促進いたします。JFグループは、海の恵みを享受する全ての人々とともに、水産価値を育成し、日本の漁業者と消費者の暮らしに貢献する、全国ネットワークづくりをめざします。新呼称「JF」とシンボルマークを協同運動の旗印とし、消費者が強い関心を示している国産水産物の鮮度・安全性・品質を象徴するものとして、シンボルマークを広く普及するための運動を展開しています。

JFグループ		
JFグループ	JF全漁連	
○ ○		
〈組合〉	〈系統団体〉	〈組織〉
・ JF〇〇〇	・ JF〇〇漁連	・ JF〇〇女性部
・ JF〇〇〇	・ JFなぎさ信漁連	・ JF〇〇青壮年部
・ JF〇〇〇	・ JFぎょさい〇〇	・ JF共水連〇

■ コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

コンプライアンスとは、「法令やルールを厳格に遵守すること、社会的規範を全うすること」をいい、個人・団体・企業を問わず、日常の活動を行っていくにあたり、定められた法令やルールなどを遵守しつつ、活動することが求められています。

協同組合原則を基本理念とする当連合会においても、順法精神に則って運営されることが求められます。特に、公共性が強く求められる信用事業においては、これまで以上に自己責任経営を徹底し、役職員が一体となって、経営の健全性並びに利用者からの信頼性の確立に取り組むことを会員等利用者・地域社会に明らかにするため、「コンプライアンス(法令等遵守)態勢」を確立することとし、組織倫理の確立を目指すため適切な人事ローテーション、1週間以上の職場離脱、コンプライアンス研修の実施等コンプライアンス・プログラムの実践に努め会員等利用者のみなさまの信頼に充分にお応えしていく所存でございます。

そのため、以下の項目を基本方針とした「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、態勢を支える組織、機構、担当者等の役割や連絡、報告のルール等について体系化、明確化するために「コンプライアンス推進委員会」を設置して取り組んでおります。

① 漁協系統信用事業の使命

協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの搖るぎない信頼の確立を図る。

② 法令やルールの厳格な遵守

水協法・定款及び規程などを始めとする、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実、かつ、公正な事業運営を遂行する。

③ 質の高い金融サービスの提供

漁業生産並びに組合員などの生活を支える創意と工夫を生かした質の高い金融サービスの提供を通じて、地域経済・社会の発展に貢献する。

④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

⑤ 会員・組合員・地域社会とのコミュニケーション

経営情報の積極的、かつ、公正な開示、あるいは、漁業の特性を活かした信用事業を通じて、会員等利用者はもとより、広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

■ 金融ADR制度への対応

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、①利用者サポート等管理責任者の設置 ②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

苦情などのお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しております、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介いたします)。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。



シンボルマークについて

JFマークは、漁業協同組合を中心とした漁協系統(JFグループ)が消費者のみなさまから愛され、信頼される組織になりたいといふ私たちの希望と、安全・安心・新鮮な日本の水産物を消費者のみなさまにお届けするという強い意志を込めて制定されました。

このマークは、「波」と「柱」で形成されており、「波」は、「21世紀の新しい改革と組織の活力」をあらわし、JとFの2本の太い「柱」は、日本の食料供給の担い手であるJFグループの安定と結束、そして生産者である私たちと消費者のみなさまとの共生をあらわしています。

■ 漁業者等の経営の改善のための取組みの状況 ………………

当連合会は、漁業者等の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「本会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当連合会は、会員の組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うとともに、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

2. 当連合会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつ、きめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みに対し、ご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対し金融円滑化及び「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当連合会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

4. 当連合会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

5. 金融円滑化管理に関する体制について

当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

(1) 理事長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 当連合会は統合本部担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 本店及び支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

6. 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

7. 当連合会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢を整備いたしました。今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■ 地域の活性化のための取組みの状況 ………………

当連合会は、会員が協同して信用事業を行い、所属員の漁業の生産能率の向上などその事業の振興をはかり、もって所属員の経済的、社会的地位を高めることを目的に設立されています。また、漁協信用事業につきましては、相互扶助の理念のもとに、組合員が必要とする資金を融資し合うことを目的として事業を展開しながら、漁村地域の中核的金融機関としての使命と役割を担っております。

これらの目的遂行のため、組合員自らが構成・運営する協同組合組織の特性・専門性を充分に發揮する事業運営を行っております。

貯金の大部分は水揚代金に依存しておりますが、融資面においては、漁業生産関連資金、諸制度資金、生活関連ローンを中心に積極的に対応し、組合員の営漁・生活の向上と地域漁業の発展に寄与してきました。

併せて、漁村における職能的地域金融機関として地域経済にも貢献しております。

当連合会は、女性部員と漁協女性部との連携を図り、明日の魅力ある漁業と明るく豊かな漁村づくりをすすめるため魚食普及、環境保全活動、貯蓄推進等に取り組んでまいりました。地域の男性・女性・小さな子供を対象に「おさかな料理教室」を開き、浜で水揚げされた魚の食べ方、捌き方を紹介しました。

また、“豊かな森が豊かな海を育てる”をキャッチフレーズに、県下各地の漁協青壮年部・女性部員と一緒に山間部での植樹を行っています。

平成19年からは、森の生育環境のため“植樹”から“育樹”的な間伐へ活動内容を切り替えました。

漁協女性部員の皆さんと協力して、私達の生産と生活の場である豊かな海を守るために、漁港内の海浜清掃を行い、漁港に流れ着いたゴミを拾い、草刈り等のお手伝いを通じて、当連合会の利用に関するお声を聞いております。

JFマリンバンクの 事業についてご案内します

事業概要

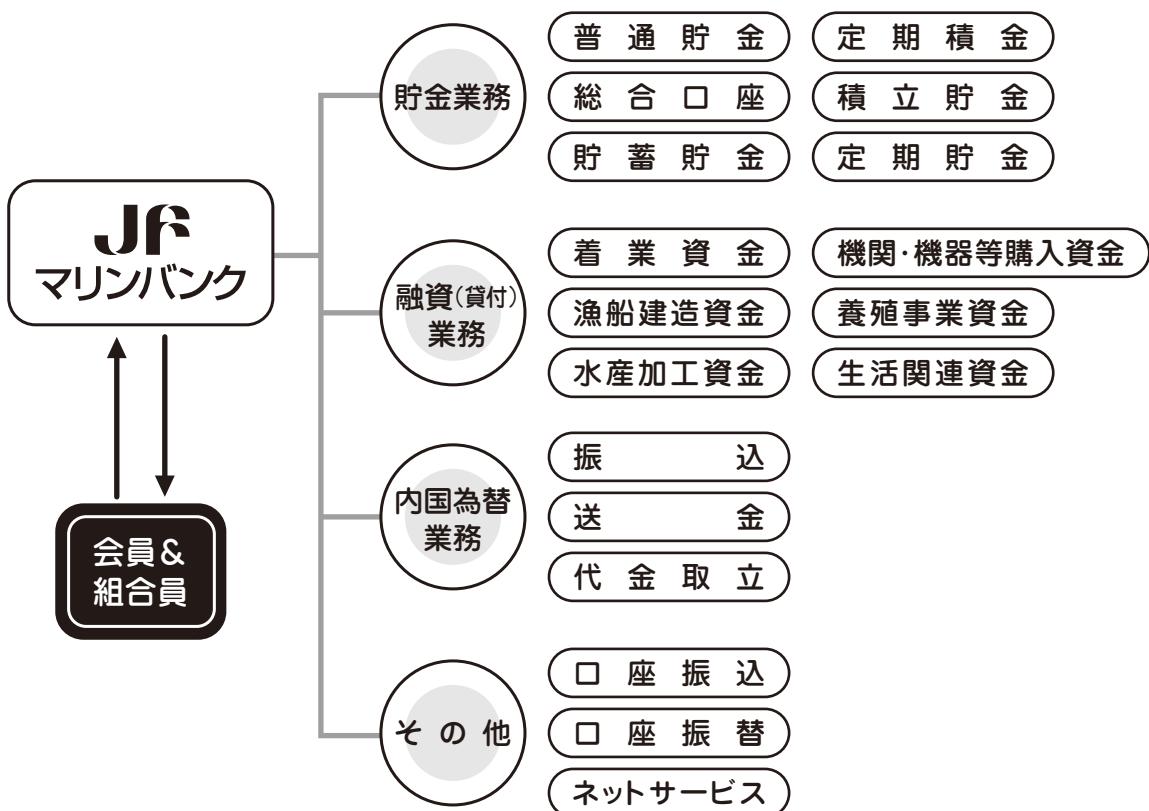
当連合会は、毎日の暮らしに役立つ、会員・組合員と漁村地域の金融機関「マリンバンク」です。

J F グループの一員としてその機能を發揮するものです。

取扱い業務は貯金、融資（貸付）、為替など会員（県下の漁業協同組合等）及び会員の組合員の事業・生活に直接結びつくものです。

例えば、会員（組合員含む）からお金を預かりし、このお預かりした貯金を原資として資金を必要とする会員等に融資したり、漁獲物の販売代金や資金決済のための為替業務を行っております。余った資金は全国系統の取りまとめ機関である農林中央金庫に預入するなどの運用を行います。

「J Fマリンバンク」は、漁協、信漁連、農林中央金庫が有機的に結びついて、漁協系統金融として大きな力を発揮しております。



勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・組合員等利用者の皆さまの立場に立った勧説に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 会員・組合員等利用者の皆さまの商品利用目的、知識、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
2. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、会員・組合員等利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、会員・組合員等利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧説は行いません。
5. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

■ 貯金業務

会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまから貯金をお預かりしております。

種別	特色	期間	最低預入額
当座性	普通貯金 現金がいつでも自由に出し入れできる、身近で便利な貯金です。食費・衣服費・光熱費などのお取り引きの都度、通帳の摘要欄にメモしておき、家計簿がわりにお使いいただける貯金です。	定めなし	1円
	総合口座 普通貯金と定期貯金を組み合わせ、使う・貯める・借りるをセットにした多機能商品です。ご利用いただけの方は、「個人」に限定されています。定期貯金の90%（最高900万円）までの貸越が受けられます。急な出費の時や自動引落しによる残高不足の時でも安心です。		
	決済用貯金 貯金が貯金保険制度により全額保護されます。いつでも自由に出し入れでき、口座から公共料金やクレジットカードなどの自動支払い、口座振替などの決済をご利用いただけます。但し、貯金保険制度上、無利息となっております。		
	貯蓄貯金 普通貯金の便利さと金額階層に応じた金利の有利さを兼ね備えた、個人用の貯金です。		
	納税準備貯金 納税用の口座です。払戻しは納税に限られます。		
	当座貯金 決済用の小切手・手形をご利用いただくための貯金です。		
定期性	通知貯金 余裕金の一時的運用に便利な貯金です。	7日以上	1万円
	期日指定定期 お預入から1年間以上の据置きのあと、いつでも満期日を指定できる定期貯金です。利息は1年ごとの複利計算方式で長く預けるほど有利です。	最長3年	1円
	スーパー定期 お預入は1円から手軽にはじめられる定期貯金です。1ヶ月から5年の範囲でお預入期間が選べる「定期方式」と、5年末満の範囲で満期日を指定できる「期日指定方式」、3年以上の複利方式があります。	1ヶ月以上 5年以内	
	大口定期 まとまとお金の運用に有利な高利回りの定期貯金です。1000万円からのお預入にご利用下さい。		1000万円
定期積金	一定の掛け金を決めて積立てる「定期型」と、満期日のお受取金額を設定して一定の掛け金を積立てる「目標型」があります。	6ヶ月以上 7年以内	100円
漁協積立貯金	水揚精算代金からの定率による自動振替及び任意の窓口入金ができる「水揚天引型」と一定額及び任意の窓口入金ができる「定期積立型」があります。無理なく安全・有利な積立貯金です。	1年の自動継続	1円

■ 為替業務

会員並びに組合員はもちろん、地域住民のみなさまが「お金を送金したり、受け取ったり」するときなどにご利用いただいております。

現金の直接授受や持ち運びに比べて、手間や時間もかかりず、紛失、盗難などの危険も少なく大変便利です。

種類	内容
送金	受取人が金融機関に預貯金口座を持っていない場合に利用する方法で、送金小切手を使用いたします。
振込	受取人が金融機関に預貯金口座を持っている場合に利用する方法です。送られたお金は、受取人の預貯金口座に入金いたします。
代金取立	販売代金などを手形や小切手で受け取った場合に、期日に資金化する方法です。期日に取り立てたお金は、貯金口座に入金いたします。

為替手数料

(平成29年3月31日現在)

種類	内 容	本会本・支店宛	他金融機関宛
送金手数料	1件につき	432円	864円
振込手数料	3万円未満 1件につき	216円	540円
	3万円以上 1件につき	432円	756円
振込手数料（ATM）	3万円未満 1件につき	0円	216円
	3万円以上 1件につき	0円	432円
振込手数料（インターネットバンキング）	3万円未満 1件につき	0円	216円
	3万円以上 1件につき	0円	432円
代金取立手数料	1通につき	至急扱い 普通扱い	864円 648円

その他手数料

(平成29年3月31日現在)

送金、振込の組戻料	1件につき	648円
不渡手形返却料	1通につき	648円
取立手形組戻料	1通につき	648円
再発行手数料（通帳・MSキャッシュカード） （ICキャッシュカード）	1枚につき	1,080円
残高証明書発行手数料	1通につき	324円
支払利息証明書発行手数料	1通につき	324円
各種証明書発行手数料	1通につき	324円
インターネットバンキング利用料	1口座につき	0円
本会保有個人データ開示手数料	1件につき	540円
	1~100枚	無料
両替手数料 ※1001枚以上、1000枚毎に216円	1001枚~1000枚 1001枚~	324円 540円

(注)手数料には消費税(8%)が含まれております。

■ 融資(貸付)業務

融資につきましても、会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、水産関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫資金の代理業務も行っています。

(平成29年3月31日現在)

種類	内容			貸出限度	償還期限	
事業 資 金	設備資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な設備の取得資金 (漁船建造、機器の取得、漁具倉庫の建設等)		事業費の範囲内	15年以内	
	経営資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な中長期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)		事業費の範囲内	10年以内	
	水産業経営資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な短期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)		担保等による	1年以内	
	漁業近代化資金	漁業者及び加工業者の水産業 経営に必要な設備の取得資金	漁船建造	20トン未満 20トン以上	9000万円 36000万円	
			機関・機器等 の購入	個人 法人	9000万円 36000万円	
			水産加工資金		9000万円	
					15年以内	
	豊かな海づくり資金 (旧 漁業振興資金)	漁船の維持修繕費、養殖種苗・加工原材料購入費及び資源管理並びに担い手支援等に必要な短期の運転資金		個人 法人	1000万円 2000万円	
					1年以内	
		漁業体験施設の整備に必要な資金		個人 法人	1000万円 2000万円	
					5年以内	
		天災、油漏事故等により被害を受けた漁業者が漁業経営に必要な資金		個人 法人	500万円 1000万円	
生活 資 金		燃油供給安定化に必要な資金		県漁連	40000万円	
					1年以内	
生 活 資 金	住宅ローン	住宅の新築、購入、増改築、土地購入等に必要な資金		5000万円	35年以内	
	生活ローン	自動車等生活用品購入、学校入学金・結婚費等の生活資金		500万円	8年以内	
	共済ローン	「チョコー」または「くらし」の全期前納資金		掛金の範囲内	10年以内	

注) 融資金利等詳細につきましては、お近くの窓口にお問い合わせ願います。

ご利用に際しては、貸出条件・ご利用限度額・ご返済方法等十分ご確認の上、無理のない借入計画をおすすめいたします。

■ その他のサービス

種類	内容
自動引落しサービス	電話・電気・水道等の公共料金、その他の料金についてご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
自動入金サービス	国民年金・厚生年金等の各種年金や給与についてご指定の貯金口座に自動的に入金いたします。
自動振込サービス	毎月ご指定の日に家賃等についてご指定の金額をご指定の貯金口座から自動的にお振込いたします。
各種公金の収納	自動車税等県税、固定資産税等市町税等の公金収納を取扱っております。
キャッシュカード 	当連合会発行のキャッシュカードを利用して全国の漁協・信漁連・農林中金のATM・CDはもちろん、Mics加盟店の銀行・信用金庫・信用組合・郵便局等のATM・CD（左のマークのあるATM等）からのお出し・残高照会サービスもご利用いただけます。 また、J-Debitマークのある加盟店でのお買い物にもご利用いただけます。
マリン クレジット カード	ショッピング、レジャー等に便利なクレジットカードで、国内はもとより海外でもご利用いただけます。 全国の漁協・信漁連・農林中央金庫のATMでキャッシングサービスがご利用いただけます。 また、車やバイクのトラブルに24時間365日対応する“ロードサービス”も取扱いいたしております。
インターネット バンキング	窓口やATMに行かなくても、ご自宅や職場のインターネット接続可能なパソコン・携帯電話から平日・休日を問わず、残高照会やお振込サービスを24時間お気軽にいつでもご利用いただけます。

マリン メモ

ATMご利用手数料の無料化

- JFマリンバンク内のATMでご入金、ご出金する際のご利用手数料が無料ですべての時間帯ご利用いただけます。
- 当連合会のキャッシュカードのご利用によるATMご利用手数料は次のとおりです。 (平成29年3月31日現在)

	平 日			土 曜 日			日祝祭日
	8:00～8:45	8:45～18:00	18:00～21:00	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～21:00	8:00～21:00
当連合会ATM 他都道府県信漁連・漁協ATM	無 料						
J A バンクATM	無 料						
ゆうちょ銀行ATM	108円	無料	108円	108円	108円	108円	108円
セブン銀行ATM (セブンイレブンATM)	108円	無料	108円	108円	無料	108円	108円
ローソンATM	108円	無料	108円	108円	無料	108円	108円
E-netATM (ファミリーマート他)	108円	無料	108円	108円	無料	108円	108円
他行ATM	216円	108円	216円	216円	108円	216円	216円

* JAバンク・他行ATMでの入金はお取扱いできません。

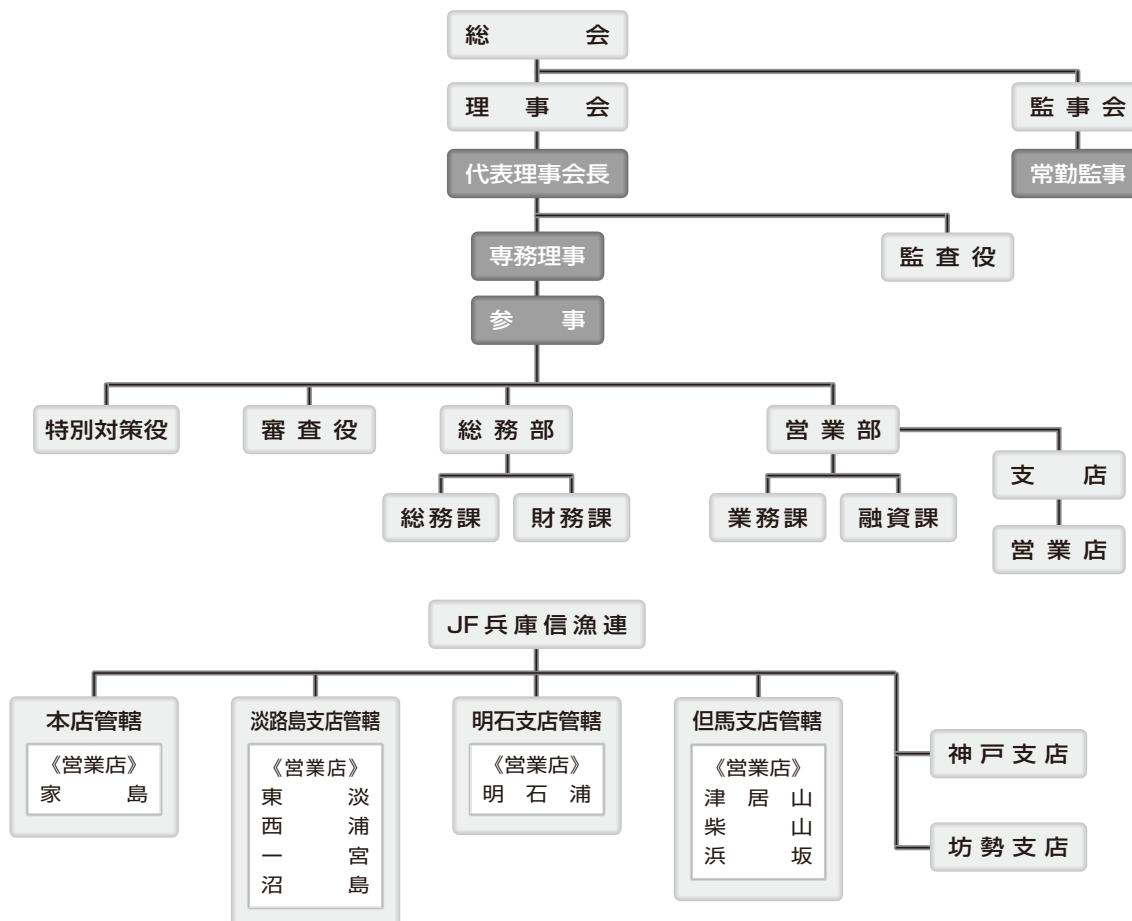
* 総合口座で貸越となっている口座、またはお取引により、貸越となる口座については、他行ATMでの時間外の取扱が出来ない場合があります。

JFマリンバンクの組織概要についてご紹介します

■ 組織構成

平成29年3月末現在

構成	正会員 43 (沿海漁協37、内水面漁協 4、漁連 2) 准会員 3 (水産加工協 2、漁業共済組合 1)	※前年度 正会員43、准会員 3
役員	14名 (理事10名、監事 4 名)	
職員	65名 (男性36名、女性29名)	
店舗	本店、直営支店 3、統合支店 2、直営営業店 6、統合営業店 3 ① 本店 (明石市) ② 直 営 支 店=淡路島 (淡路市)、明石 (明石市)、但馬 (香美町) ③ 統 合 支 店=神戸 (神戸市)、坊勢 (姫路市) ④ 直 営 営 業 店=西浦・東淡 (淡路市)、明石浦 (明石市)、津居山 (豊岡市)、柴山 (香美町) 浜坂 (新温泉町) ⑤ 統合営業店=家島 (姫路市) 一宮 (淡路市)、沼島 (南あわじ市)	



※ 協同会社はございません

※ 特定信用事業代理業 該当なし

■ 役員

平成29年3月末現在

役職名	常勤・非常勤の別	氏名	備考
代表理事長	常勤	中川 照央	
副会長理事	非常勤	村瀬 晴好	
専務理事	常勤	里 昭彦	員外理事
理事	非常勤	中谷 義昭	
理事	非常勤	田沼 政男	
理事	非常勤	岡田 武夫	
理事	非常勤	大河 優	
理事	非常勤	東根 壽	
理事	非常勤	前田 若男	
理事	非常勤	川越 一男	
代表監事	非常勤	橋本 幹也	
常勤監事	常勤	磯田 和昭	
監事	非常勤	杉谷 富弘	
監事	非常勤	清永 治幸	員外監事

■ 役員の就任状況

平成29年3月末現在

区分	前年度末現在	本年度就任	本年度退任	本年度末現在	役員の定数
理事	常勤	2	1	1	10
	非常勤	8	3	3	
監事	常勤	1	0	0	4
	非常勤	3	0	0	
計	14	4	4	14	14

■ 職員

平成29年3月末現在

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
参考事	1	1	1	1	1
男性職員 (うち出向)	41 (0) (8)	37 (0) (7)	35 (0) (6)	36 (0) (8)	34 (0) (5)
女性職員 (うち出向)	25 (0) (3)	25 (0) (3)	25 (0) (4)	25 (0) (3)	28 (0) (4)
嘱託・常用人 (うち出向)	2 (1) (0)	2 (1) (0)			
合計 (うち出向)	69 (1) (11)	65 (1) (10)	63 (1) (10)	64 (1) (11)	65 (1) (9)

注) ()内上段は出向者数、()内下段は受入出向者数



- 系統組織 下図のとおり、私たちの協同組織は、市町村段階・県段階・全国段階の組織体がそれぞれの事業を担当しています。この市町村段階から全国段階までの協同組織を「系統組織」と呼び、当連合会はこの系統組織のなかで信用事業を扱う県段階の組織体の役割を担っております。



- 農林中央金庫 市町村段階の協同組合と都道府県段階の連合会等を出資団体とする協同組織の全国金融機関です。農林中央金庫の格付はA1(moody's)で、邦銀の中では上位を取得しております。

■ 沿革・歩み

年月日	主 要 事 項	年月日	主 要 事 項
昭和26年 7月 11月 27年 6月 8月 28年 3月 4月 29年10月 30年 7月 12月 31年12月 32年12月 34年 6月 8月 36年 1月 4月 37年 4月 38年11月 39年 4月 40年11月 42年 4月 9月 44年 4月 9月 45年 4月 46年11月 12月 47年 9月 48年 7月 49年 6月 50年 7月 12月 51年10月 52年10月 53年 7月 54年 2月 " " " " 55年 4月 56年 9月 57年 9月 59年11月 61年 1月 8月 10月 62年 6月 " " " " 7月 " " " " 63年10月 平成元年 6月 " " " " 7月 3年10月 4年 9月 7年 1月 3月 9月 11月 8年 9月 10月 9年10月 11月 10年 3月 4月 6月 10月 11年 4月 5月	設立総会開催 初代会長 三浦清太郎氏 業務開始（出資金260万円、会員76） 第2代会長 島田文治郎氏就任 海の幸定期貯金取扱い 全国漁業協同組合連合会へ加入 県下漁協信用事業連絡協議会発足 兵庫県立水産会館へ移転 但馬支所業務開始 貯蓄奨励制度の制定 農林漁業振興資金（県）制度による貸付 漁業金融協議会発足 水協法10周年記念定期貯金推進運動実施 兵庫県漁協婦人部連合会結成 のり共販資金取扱開始 漁業近代化資金（県単）取扱開始 全国漁協貯蓄500億円達成運動開始 但馬支所、但馬漁業センターへ移転 全国漁協貯蓄1000億円達成運動開始 第1回漁家経済調査実施 全国漁協貯蓄2000億円達成運動開始 第3代会長 西上重式氏就任 住宅金融公庫受託業務取扱開始 漁業近代化資金等融資要綱策定 全国漁協貯蓄5000億円達成運動開始 創立20周年記念式典挙行 全国漁協相互援助基金加入 赤潮被害に対する県制度資金融資 PCB被害漁業者救済対策緊急融資 燃油対策緊急融資協議会開催 漁業信用基金協会保証付取扱方針決定 第1次漁協信用事業体制整備強化運動開始 コンピュータFACOMVO本番稼動 内国為替業務取扱開始 兵庫県漁協貯蓄500億円達成運動決議 神戸手形交換所に加盟 全銀システムに加盟 漁協信用事業機械化（EDPS）構想策定 「創立30周年記念旅行貯金（ハワイ）」実施 貯金業務NECシステム発足 兵庫県漁協信用事業整備強化運動実施 兵庫県漁業経営等対策委員会発足 関西空港漁業補償金特別貯蓄運動実施 淡路出張所設置 兵庫県漁協貯蓄500億円達成記念大会開催 兵庫県漁協貯蓄600億円達成運動決議 第4代会長 炭谷恒男氏就任 全国漁協オンラインセンター設立総会 第5代会長 木下清氏就任 兵庫県漁協貯蓄600億円達成記念大会開催 兵庫県漁協貯蓄800億円達成運動決議 全国漁協オンラインシステム開通 第1次漁協系統信用事業組織強化検討委員会 及び同専門委員会設置 ~ 4年11月(4回開催) 経営改善検討委員会設置 ~ 8年11月(9回開催) 阪神・淡路大地震発生 兵庫県南部地震漁業災害対策本部設置 震災対策資金（住宅・生活）融資 第2次組織強化役員協議会・専門委員会設置 ~10年 5月(15回開催) ATM稼動による業務開始 組織強化漁婦連ブロック講習会開催 組織強化ブロック別検討会開催 明石浦支店オープン（統合第1号店） 津居山・香住加工支店オープン 但馬支所廃店 柴山港・香住・浜坂町支店オープン 淡路島統括支店設置オープン MICS（民間金融機関の業態間のCD・ATMの 提携）加盟 家島支店オープン 信用事業統合体運営委員会 ~12年 1月(8回開催)	6月 12月 12年 6月 8月 10月 13年 7月 9月 " " 10月 14年 7月 8月 15年 1月 4月 5月 10月 16年 1月 3月 9月 12月 17年 10月 11月 12月 " " 18年 6月 7月 10月 19年 4月 10月 " " 20年 1月 3月 " " 8月 10月 21年 7月 " " 8月 12月 " " 22年 6月 11月 23年 3月 10月 24年 7月 " " 25年 11月 " " 12月 26年 2月 4月 5月 10月 27年 3月 6月 28年 1月 4月 5月 6月 10月 29年 1月 4月	林崎支店オープン 役員制度検討委員会 ~12年 2月(3回開催) 第6代会長 吉野生壯氏就任 兵庫県漁協系統団体活性化委員会 ~13年 1月(8回開催) 郵便局とのCD・ATM連携開始 デビットカード取扱開始 淡路西浦中核店（育波浦）オープン 収支検討委員会 ~14年 1月(6回開催) 神戸支店オープン インターネットバンキング取扱開始 但馬地区店舗活性化検討会 ~15年 3月(3回開催) JFマリンバンク兵庫県本部委員会設置 営業店に対する「事務委託方式」の導入 全県連絡協議会開催 但馬地区5支店直営化 マルチペイメントネットワークシステム稼動 優先出資制度導入 台風被害にかかる「災害復旧緊急資金」融資 決済用貯金取扱い開始 JFマリンバンク中期事業推進方策検討員会設置 ~18年 6月(4回開催) セブン銀行ATMによる取扱開始 坊勢支店オープン 1県1信用事業責任体制確立 第7代会長 秋武宏氏就任 統括店運営協議会 ~18年 9月(3地区開催) 兵庫県漁協女性部連合会事務局業務開始 近畿地区信漁連広域化実務者検討会設置 あんしん体制推進委員会設置 ~21年 5月(7回開催) 漁家経営対策検討委員会設置 ~21年 5月(5回開催) 平成19年度不漁対策資金融資 G号流出油事故対策本部設置 事故対策緊急資金取扱開始 ICキャッシュカード発行 燃油高騰対策特別「経営資金」融資 燃油高騰対策「短期資金」融資 水産会館竣工 本店移転 「緊急保証対策資金」融資 明石支店、但馬支店オープン 東淡営業店オープン 中小企業金融円滑化法対応 第8代会長 山田峰人氏就任 信用事業に係る将来ビジョン策定 東北地方太平洋沖地震発生 融資課設置 「店舗機能再構築検討委員会」設置 ~25年 2月(5回開催) 但馬地区沖合底びき網漁業活性化委員会設置 可動式末端機導入 和歌山県信漁連との統合信漁連構築に向けた協議会開始にかかる「合意書」締結式 和歌山県信漁連との統合協議会 ~27年 3月(5回開催) 省エネ機器等導入推進事業に係る融資取扱開始 店舗機能再構築開始（本店地区） 店舗機能再構築開始（西播磨地区） 店舗機能再構築開始（淡路南浦地区） 和歌山県信漁連との統合信漁連推進委員会 ~28年 3月(4回開催) 統合信漁連設立準備室設置 合併仮調印式 合併リスク管理委員会 ~29年 3月(9回開催) 第65回通常総会 和歌山県信漁連との合併について承認 第9代会長 中川照央氏就任 臨時総会 和歌山県信漁連との合併に係る合併契約書および覚書の締結について承認 育波浦営業店を西浦営業店に改称 店舗機能再構築開始（淡路西浦地区） なぎさ信用漁業協同組合連合会誕生

■ トピックス

JFマリンバンク全国大会

JF全漁連、農林中央金庫主催の「第14回 JFマリンバンク全国大会」が7月19日、ザ・プリンスパークタワー東京で開催されました。事例発表大会や、14回記念演芸会として林家三平氏による特別講演も行われました。

本県からはJF坊勢 岡田武夫組合長、JF仮屋 岡田光司組合長が出席し、感謝状を授与されました。



キャンペーンの実施

定期貯金キャンペーンにつきましては、県内漁家の戸別訪問を実施し、役職員一丸となってPRと貯蓄推進を行いました。

また、年金受給口座獲得キャンペーン・年金定期の取り扱い・マイカーローンキャンペーンを実施いたしました。今後とも、社会貢献ができる商品の開発を計画いたします。



JFマリンバンクの平成28年度各事業の業績についてご報告します

事業の状況

平成28年度の日本経済は、アベノミクスの取り組みの下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いているが、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっている。

金融政策面においては、平成28年2月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が日本の金融政策史上初めて導入され、長期国債利回りまでマイナスになる等、市場金利は大きく低下、その後も日銀は、2%のインフレ目標を達成するまで金融緩和政策を継続する旨表明し、マイナス金利の長期化に伴う金融機関の資金収支悪化が避けられない状況となっています。

系統信用事業では、漁業者・JFのメインバンクとしての役割を發揮し続けるため、経営力強化に集中的に取り組むとともに、新たな事業運営体制への変革に早急に取り組むことが不可欠との認識のもと、全国ブロック別の広域研究会、分科会を開催し議論を進めるとともに、各種費用助成の措置、JFマリンバンク基本方針の変更が行われました。

JFグループにおいては、漁業者の悲願であった漁船建造に関するリース事業や機器導入事業などによる「水産業競争力強化緊急事業」が、平成28年度補正予算で255億円措置され、「浜の活力再生プラン」とともに漁業者自らが浜の構造改革を実践できる段階となりました。

本県漁業につきましては、但馬海区において、沖合底曳網漁業、沿岸赤イカ漁が好調に推移したことから前年を2億円上回る96億円の水揚実績となりました。内海地区においては、海苔養殖は本年度も堅調な単価に支えられ年度内の水揚金額は昨年度を8億円上回る143億円という実績となり、カキ養殖についても順調に推移しました。一方、春のイカナゴ漁は資源保護のため早期終了し、これまでにない不漁となりました。

以上の環境下、本県系統信用事業は、「浜の暮らしを守る信頼の金融」の実現を目指し、「原点への回帰」と「経営力強化」を経営方針とした事業展開に取り組むとともに、内部管理体制の確保を図るために店舗機能再構築について、3店の事務委託店を地元漁協の協力を得て時間限定営業もしくは専門対応に移行いたしました。移行した地区につきましては、引き続き組合員の方々の利便性確保に努めてまいります。

平成25年12月より実践的協議を開始した和歌山県信漁連との合併については、4月6日合併仮調印式、6月通常総会を経て10月28日、臨時総会を開催し合併を決定、平成29年4月1日合併総会を開催し、両県会員のご理解とご承認を得てなぎさ信漁連が誕生いたしました。会員・漁業者・加工業者並びに漁村地域の皆様に対し、愛される浜の金融機関を目指して全力で取り組んでいく所存であります。

経営収支につきましては、当初策定の計画に基づき役職員一体となって経営努力を重ねてまいりました結果、前年度実績を下回ったものの、当初業績予想は上回ることができました。

また、財務健全性については、資金量の増加とリスクアセット算出方法が段階的に強化されていることに伴い、自己資本比率が1.09ポイント低下して11.10%となりました。

事業につきましては、「系統利用率の向上」と「漁家経営への貯蓄の浸透」を念頭に期末貯金残高目標76,023百万円を設定し、事業を進めてまいりましたが、当期末残高は前年度対比3,028百万円増加の79,010百万円となりました。

また、貸出金の期末残高につきましては19,145百万円、前年度対比1,006百万円の減少となりました。

融資についての考え方

組合員が自ら集めた資金を組合員が必要とする資金として貸出すという相互扶助の精神に基づく系統金融の理念のもと、適切かつ迅速に対応してまいります。

また、地域の金融円滑化を本会の社会的使命と認識し、その取組態勢を整備・確立し、取り組んでまいります。

① 組合員の設備投資における制度資金（近代化資金等）の有効な活用や、適切な範囲内の運転資金の融資等、健全性を確保しつつ推進します。

また、後継者育成等への取組みに対して、積極的に融資を行い、天災・人災時等における緊急時には、対策資金の適切かつ迅速な対応を図ります。

② 顧客のローンニーズの実態を把握し、商品設計の見直し・推進体制の整備に取り組むこととし、住宅ローンについては、本年度も貸出伸張のメインとし、推進いたします。

③ 18年度に設置した、漁家経営指導員制度を活用し、経営改善が必要となった組合員に対して、改善計画の策定等を通じ、漁家経営の継続支援にかかる経営指導を行ってまいります。

④ 地域密着型金融機関として地域の産業発展に貢献するため、地方公共団体への貸付を積極的に推進します。

資料編

■ 貸借対照表	20
■ 損益計算書	21
■ キャッシュ・フロー計算書	27
■ 剰余金処分計算書	28
■ 貯金業務	28
■ 融資業務	29
■ 為替業務	30
■ 有価証券	31
■ 経営諸指標	32
■ 自己資本の充実の状況	34
■ リスク管理債権等	41

※ 記載数値は原則単位未満を四捨五入しておりますが、合計数値が内訳数値の合計値と一致しない場合があります。

確認書

- 私は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成29年6月27日

なぎさ信用漁業協同組合連合会
代表理事理事長 黒田俊文

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	27年度末	28年度末	科目	27年度末	28年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,535	1,452	貯金	75,982	79,010
預け金	53,184	57,927	当座貯金	178	186
系統預け金	50,938	56,209	普通貯金	28,157	30,187
系統外預け金	2,246	1,718	貯蓄貯金	3	3
譲渡性預け金	—	—	納税準備貯金	368	387
買入金銭債権	—	—	通知貯金	51	85
金銭の信託	—	—	別段貯金	424	447
有価証券	1,684	1,124	定期貯金	46,039	46,908
国債	—	—	積立定期貯金	428	465
地方債	646	201	定期積金	334	343
政府保証債	—	—	譲渡性貯金	—	—
金融債	—	—	借入金	—	—
社債	1,038	923	代理業務勘定	—	—
外国証券	—	—	その他負債	250	291
受益証券	—	—	貸付留保金	11	47
貸出金	20,151	19,145	未払法人税等	6	4
手形貸付金	1,037	1,160	従業員預り金	126	128
証書貸付金	16,512	15,677	未決済為替借	8	10
当座貸越	998	704	未払費用	48	46
金融機関貸付	1,604	1,604	前受収益	4	5
割引手形	—	—	リース債務	37	35
その他資産	248	121	その他の負債	10	16
未決済為替貸	3	1	諸引当金	281	261
前払費用	—	2	賞与引当金	17	17
未収収益	104	91	退職給付費引当金	262	241
その他の資産	141	27	睡眠貯金払戻引当金	2	3
固定資産	82	77	繰延税金負債	2	—
有形固定資産	47	44	債務保証	5	19
無形固定資産	0	0	負債の部計	76,520	79,581
リース資産	35	33	会員資本	2,764	2,770
外部出資	2,638	2,638	出資金	1,735	1,735
長期前払費用	28	26	資本準備金	—	—
繰延税金資産	—	13	利益剰余金	1,029	1,035
債務保証見返	4	19	利益準備金	461	467
貸倒引当金	▲ 181	▲ 173	その他利益剰余金	568	568
			任意積立金	533	533
			当期末処分剰余金	35	35
			(うち当期利益金)	29	19
			評価・換算差額等	61	18
			総資産の部計	2,825	2,788
資産の部計	79,345	82,369	負債及び純資産の部計	79,345	82,369

損益計算書

(単位：百万円)

費用の部	27年度	28年度	収益の部	27年度	28年度
経常費用	841	830	経常収益	878	855
資金調達費用	73	74	資金運用収益	747	718
貯金利息	64	65	貸出金利息	439	389
譲渡性貯金利息	—	—	預け金利息	35	21
借入金利息	—	—	譲渡性預け金利息	—	—
支払雑利息	9	9	有価証券利息配当金	33	25
支払奨励金	—	—	受入雑利息	0	0
役務取引等費用	29	29	受取奨励金	210	259
内国為替支払手数料	4	4	受取特別配当金	30	24
その他支払手数料	21	21	役務取引等収益	23	24
その他の役務取引等費用	4	4	内国為替受入手数料	15	15
その他事業費用	48	47	その他受入手数料	8	9
融資保険料	40	36	その他の役務取引等収益	0	0
支払助成金	2	2	その他事業収益	100	96
国債等債券売却損	—	—	受取出資配当金	60	61
国債等債券償還損	—	—	受取助成金	—	—
事業推進費	6	9	国債等債券売却益	40	35
債権管理費	—	—	国債等債券償還益	0	0
事業管理費	689	680	貸出金債権譲渡益	—	—
その他経常費用	2	0	その他経常収益	8	17
貸倒引当金繰入	—	—	株式等売却益	—	—
貸出金償却	—	—	賃貸料	—	—
株式等売却損	—	—	雑収入	6	13
退職給付金	—	—	繰入教育情報資金	2	2
その他の経常費用	2	0	貸倒引当金戻入益	—	2
特別損失	—	0	特別利益	—	—
法人税、住民税及び事業税	10	4	その他の特別利益	—	—
過年度法人税等	—	—			
法人税等調整額	▲ 2	2			
当期剰余金	29	19			
合計	878	855	合計	878	855

注記表

項目	注記事項						
継続組合の前提に関する注記	該当ありません。						
重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>1. 有価証券（外部出資含む）の評価基準及び評価方法は次の通りです。</p> <p>1) 市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。</p> <p>2) 市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。</p> <p>3) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法は次の通りです。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>1) 減価償却資産の償却方法は定率法です。</p> <p>2) 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。</p> <p>3) 平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。</p> <p>4) 取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>5) 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。</p> <p>6) 耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっています。</p> <p>(2) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>3. 引当金の計上方法は次の通りです。</p> <p>1) 貸倒引当金は、「資産自己査定実施要綱」、「会計規程」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に則り、次の通り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較して、いずれか多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定実施要綱」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>4) 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>4. リース取引の処理方法については次の通りです。</p> <p>1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>2) なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。</p>						
会計方針の変更に関する注記	<p>（減価償却方法の変更）</p> <p>法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物の減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。</p>						
表示方法の変更に関する注記	該当ありません。						
会計上の見積りの変更に関する注記	該当ありません。						
誤謬の訂正に関する注記	該当ありません。						
貸借対照表に関する注記	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は139,073,038円です。</p> <p>2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末機及びATMの一部については、リース契約により使用しております。</p> <p>3. 担保に供している資産は、次の通りです。</p> <table border="0"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td>系統外預け金</td> <td>100,000,000円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td>当座借越担保</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替資金決済等の取引の担保として、系統預け金2,000,000,000円を差し入れております。</p>	担保に供している資産	系統外預け金	100,000,000円	担保資産に対応する債務	当座借越担保	0円
担保に供している資産	系統外預け金	100,000,000円					
担保資産に対応する債務	当座借越担保	0円					

	<p>4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額（貯金担保貸出を除く）は435,325,503円です。（理事及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。）</p> <p>5. 理事及び監事に対する金銭債務の総額（貯金を除く）はありません。（理事及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。）</p> <p>6. リスク管理債権の内訳は以下の通りです。</p> <p>1) 貸出金のうち、破綻先債権額は34,305,419円、延滞債権額は323,018,945円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。</p> <p>2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は280,678,183円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,800,000円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は681,802,547円です。 なお、上記1)から4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,030,796,616円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が5,030,796,616円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
損益計算書に関する注記	該当ありません。
金融商品に関する注記	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>1) 金融商品に対する取組方針 当会は、兵庫県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。 当会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>2) 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、76.2%は水産業等に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は主に債券であり、純投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p> <p>3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理 当会は、個別的重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査役を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。 貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行っております。 不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部財務課において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。</p> <p>② 市場リスクの管理 当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。</p>

運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%下降したものと想定した場合には、経済価値が35,963,489円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	1,452,195,799	1,452,195,799	—
(2) 預け金	57,926,909,164	57,930,115,459	3,206,295
(3) 有価証券	1,123,510,000	1,123,510,000	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	1,123,510,000	1,123,510,000	—
(4) 貸出金	19,145,201,390	—	—
貸倒引当金（＊）	▲ 173,301,606	—	—
	18,971,899,784	19,153,137,347	181,237,563
資産計	79,474,514,747	79,658,958,605	184,443,858
(1) 貯金	79,010,495,799	79,057,827,085	47,331,286
負債計	79,010,495,799	79,057,827,085	47,331,286

*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証券貸付によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点での新規貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、2.の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区分	貸借対照表計上額
① 系統出資（＊）	2,244,470,000
② 系統外出資（＊）	393,350,000
合 計	2,637,820,000

(＊) 系統出資、系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	57,326,909,164	—	—	—	—	600,000,000
有価証券	504,430,000	—	104,900,000	—	318,100,000	196,080,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	504,430,000	—	104,900,000	—	318,100,000	196,080,000
貸出金（＊）	5,014,202,478	2,173,131,213	1,865,738,446	1,532,501,940	1,303,836,580	6,425,943,897
合 計	62,845,541,642	2,173,131,213	1,970,638,446	1,532,501,940	1,621,936,580	7,222,023,897

(＊) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の829,846,836円は含まれておらず、また金融機関貸付のうち1,000,000,000円は1年内に、604,000,000円は5年内に含めています。

6. 資金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（＊）	70,497,509,204	4,852,452,507	3,295,780,194	95,777,597	268,844,297	132,000
合 計	70,497,509,204	4,852,452,507	3,295,780,194	95,777,597	268,844,297	132,000

(＊) 貯金のうち要求払貯金31,294,553,047円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

時価が貸借対照表計上額を超えるもの

該当ありません

時価が貸借対照表計上額を超えないもの

該当ありません

2) その他有価証券で時価のあるもの

貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 额
地方債	199,993,299円	200,710,000円	716,701円
社 債	699,983,872円	726,720,000円	26,736,128円
小 計	899,977,171円	927,430,000円	27,452,829円

貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 额
社 債	199,706,656円	196,080,000円	▲3,626,656円
小 計	199,706,656円	196,080,000円	▲3,626,656円
合 計	1,099,683,827円	1,123,510,000円	23,826,173円

なお、上記の評価差額から繰延税金負債6,647,502円を差し引いた額17,178,671円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

4) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りであります。

売却額	売却益	売却損
335,188,000円	35,353,072円	0円

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下の通りです。

1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」に基づき、簡便法により行っています。

2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	261,653,700円
退職給付費用	16,164,000円
退職給付の支払額	▲ 36,622,500円
期末における退職給付引当金	241,195,200円

	<p>3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table> <tr><td>退職給付債務</td><td>241,195,200円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>241,195,200円</td></tr> </table> <p>4) 退職給付に関する損益</p> <table> <tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>16,164,000円</td></tr> </table> <p>2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,914,894円を含めて計上しております。</p> <p>なお、同組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は69,022,109円となっております。</p>	退職給付債務	241,195,200円	退職給付引当金	241,195,200円	簡便法で計算した退職給付費用	16,164,000円																																												
退職給付債務	241,195,200円																																																		
退職給付引当金	241,195,200円																																																		
簡便法で計算した退職給付費用	16,164,000円																																																		
税効果会計に関する注記	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次の通りです。</p> <table> <tr><td><繰延税金資産></td><td>平成29年3月31日現在</td></tr> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td>28,439,524円</td></tr> <tr><td>貸倒損失否認額</td><td>5,486,003円</td></tr> <tr><td>賞与引当金超過額</td><td>4,702,193円</td></tr> <tr><td>未払事業税・地方法人特別税</td><td>1,702円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>67,293,461円</td></tr> <tr><td>減価償却限度超過額</td><td>698,105円</td></tr> <tr><td>貸付金未収利息超過額</td><td>1,089,553円</td></tr> <tr><td>睡眠貯金払戻引当金超過額</td><td>674,298円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>108,384,839円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>▲89,092,655円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td>19,292,184円</td></tr> <tr><td><繰延税金負債></td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>▲6,647,502円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td>▲6,647,502円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額(A)+(B)</td><td>12,644,682円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下の通りです。</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>27.9%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金にされない項目</td><td>11.6%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>▲13.5%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td>14.8%</td></tr> <tr><td>教育情報資金</td><td>▲2.2%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>▲14.2%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>▲0.2%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>24.2%</td></tr> </table> <p>(追加情報)</p> <p>(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度より適用しております。</p>	<繰延税金資産>	平成29年3月31日現在	貸倒引当金超過額	28,439,524円	貸倒損失否認額	5,486,003円	賞与引当金超過額	4,702,193円	未払事業税・地方法人特別税	1,702円	退職給付引当金超過額	67,293,461円	減価償却限度超過額	698,105円	貸付金未収利息超過額	1,089,553円	睡眠貯金払戻引当金超過額	674,298円	繰延税金資産小計	108,384,839円	評価性引当額	▲89,092,655円	繰延税金資産合計(A)	19,292,184円	<繰延税金負債>		その他有価証券評価差額金	▲6,647,502円	繰延税金負債合計(B)	▲6,647,502円	繰延税金資産の純額(A)+(B)	12,644,682円	法定実効税率	27.9%	(調整)		交際費等永久に損金にされない項目	11.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲13.5%	住民税均等割等	14.8%	教育情報資金	▲2.2%	評価性引当額の増減	▲14.2%	その他	▲0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.2%
<繰延税金資産>	平成29年3月31日現在																																																		
貸倒引当金超過額	28,439,524円																																																		
貸倒損失否認額	5,486,003円																																																		
賞与引当金超過額	4,702,193円																																																		
未払事業税・地方法人特別税	1,702円																																																		
退職給付引当金超過額	67,293,461円																																																		
減価償却限度超過額	698,105円																																																		
貸付金未収利息超過額	1,089,553円																																																		
睡眠貯金払戻引当金超過額	674,298円																																																		
繰延税金資産小計	108,384,839円																																																		
評価性引当額	▲89,092,655円																																																		
繰延税金資産合計(A)	19,292,184円																																																		
<繰延税金負債>																																																			
その他有価証券評価差額金	▲6,647,502円																																																		
繰延税金負債合計(B)	▲6,647,502円																																																		
繰延税金資産の純額(A)+(B)	12,644,682円																																																		
法定実効税率	27.9%																																																		
(調整)																																																			
交際費等永久に損金にされない項目	11.6%																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲13.5%																																																		
住民税均等割等	14.8%																																																		
教育情報資金	▲2.2%																																																		
評価性引当額の増減	▲14.2%																																																		
その他	▲0.2%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.2%																																																		
賃貸等不動産に関する注記	該当ありません。																																																		
リースにより使用する固定資産に関する注記	<p>1. リース取引開始日が「リース取引にかかる会計基準」適用初年度開始後のリース取引以下のものについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。(リース資産の内容)</p> <p>信用事業における機械装置及び器具備品です。</p>																																																		
資産除去債務に関する注記	該当する重要な事項はありません。																																																		
重要な後発事象に関する注記	<p>翌事業年度において、吸収合併対象資産の全部について、当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われます。</p> <p>(1) 吸収合併消滅連合会の名称 和歌山県信用漁業協同組合連合会 (2) 吸収合併の目的 規模拡大による経営の安定化 (3) 吸収合併日 平成29年4月1日 (4) 吸収合併存続連合会の名称 なぎさ信用漁業協同組合連合会 (5) 合併比率及び算出方法 1対1の対等合併 (6) 出資一口当たりの金額 10,000円 (7) 吸収合併消滅連合会から継承した資産、負債、純資産の額及び主な内訳 資産44,776,402千円（うち、預け金35,904,726千円、有価証券2,069,540千円、貸出金4,393,976千円） 負債43,397,282千円（うち、貯金43,119,316千円） 純資産1,379,120千円（うち出資金1,032,360千円） なお、これらについては帳簿価額で評価しています。</p>																																																		
その他の注記	該当ありません。																																																		

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	27年度	28年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	▲ 649	▲ 952
税引前当期利益	37	25
減価償却費	18	18
貸倒引当金の増減額（▲は減少）	▲ 8	▲ 8
退職給付引当金の増加額	▲ 14	▲ 20
その他の引当金・積立金の増減額（▲は減少）	0	0
資金運用収益	▲ 746	▲ 718
資金調達費用	73	73
有価証券関係損益（▲は益）	▲ 40	▲ 36
固定資産処分損益	—	0
貸出金の純増減（▲は純増）	1,254	1,006
預け金の純増減（▲は純増）	▲ 8,400	▲ 5,100
貯金の純増減（▲は純減）	6,575	3,028
教育情報資金	▲ 2	▲ 2
その他	▲ 72	132
資金運用による収入	746	732
資金調達による支出	▲ 66	▲ 76
小計	(▲ 645)	(▲ 946)
法人税等の支払額	▲ 4	▲ 6
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	836	522
有価証券の取得による支出	0	▲ 200
有価証券の売却による収入	640	335
有価証券の償還による収入	200	400
固定資産の売却による収入	—	—
固定資産の取得による支出	▲ 4	▲ 13
外部出資による支出	0	0
外部出資の売却等による収入	—	—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 10	▲ 10
出資の増額による収入	—	—
出資金の払戻しによる支出	—	—
出資配当金の支払額	▲ 10	▲ 10
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	176	▲ 440
VI 現金及び現金同等物の期首残高	12,283	12,459
VII 現金及び現金同等物の当期末残高	12,459	12,019

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	27年度	28年度
当期末処分剰余金	34	35
(目的積立金取崩額)	(0)	(15)
剰余金処分額	31	32
利益準備金	6	20
任意積立金	15	2
(うち優先出資消却積立金)	(一)	(一)
出資配当金	10	10
(普通出資に係る配当金)	(7)	(7)
(優先出資に係る配当金)	(3)	(3)
次期繰越剰余金	3	3

(脚注)

- (1) 普通出資金の配当は年0.50%の割合です。
優先出資の配当は年1.00%の割合です。
- (2) 任意積立金の種類ごとの積立目的、積立目標額及び取扱基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	目標額	取扱基準	既積立額
優先出資消却積立金	配当政策や資本効率の観点から当該出資金の減額の際の支出に充てるために積み立てます。	300百万円	行政庁の認可を得たうえで、目的を達するための支出に対して、理事会の議決を経て取り崩す。	15百万円

(3) 次期繰越剰余金に含まれる水協法第55条第7項（水協法第92条第3項において準用する場合を含む。）に規定する経営指導・教育情報事業に充てるための繰越額（いわゆる教育情報資金）は、2,000千円である。

(注)出資金等に対する配当率等

(単位：百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
普通出資金に対する					
配当金	2	7	7	7	7
配当率	0.13%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
優先出資金に対する					
配当金	3	3	3	3	3
配当率	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%
事業の利用分量に対する					
貯金配当金	—	—	—	—	—
貸出金配当金	—	—	—	—	—
配当率	—%	—%	—%	—%	—%

貯金業務

種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	27 年 度 末		28 年 度 末			
	金 额	構成比	金 额	構成比		
種 類 別	当座貯金	178	0.2	186	0.2	
	普通貯金	28,157	37.1	30,187	38.2	
	貯蓄貯金	3	0.0	2	0.0	
	納稅準備貯金	368	0.5	387	0.5	
	通知貯金	51	0.1	85	0.1	
	別段貯金	424	0.5	447	0.6	
残 高 性 別	小 計	29,181	38.4	31,295	39.6	
	定期貯金	46,039	60.6	46,908	59.4	
	(うち固定金利)	(46,031)	(60.6)	(46,900)	(59.4)	
	(うち変動金利)	(8)	(0.0)	(8)	(0.0)	
	積立定期貯金	428	0.6	465	0.6	
	定期積金	334	0.4	343	0.4	
貯 金 者 区 分 残 高	小 計	46,801	61.6	47,716	60.4	
	合 計	75,982	100.0	79,010	100.0	
	員 内	会員貯金	7,675	10.1	8,313	10.5
	員 外	組合員直接預り	36,097	47.5	36,974	46.8
	員 内	小 計	43,772	57.6	45,287	57.3
	員 外	地方公共団体	3,743	4.9	4,338	5.5
	員 内	金融機関	—	—	—	—
	員 外	その他	28,467	37.5	29,386	37.2
	員 内	小 計	32,210	42.4	33,724	42.7
	員 外	合 計	75,982	100.0	79,010	100.0

(注) 固定金利＝預入時に満期までの利率が確定する定期貯金

変動金利＝預入期間中の市場金利の変化に応じて、金利が変動する定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	27 年 度		28 年 度		増 減
	金 额	構成比	金 额	構成比	
流動性貯金	23,503	34.1	26,315	35.0	2,812
定期性貯金	45,328	65.9	48,888	65.0	3,560
小 計	68,831	100.0	75,203	100.0	6,372
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	68,831	100.0	75,203	100.0	6,372

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+納稅準備貯金+通知貯金+別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金+積立定期貯金+定期積金

財形貯蓄残高

「該当ございません」

融資業務

貸出金残高（種類別・金利別・使途別・貸出先別）

(単位：百万円、%)

区分		27年度末		28年度末		
		金額	構成比	金額	構成比	
種類別	割引手形	—	—	—	—	
	手形貸付金	1,037	5.1	1,160	6.0	
	証書貸付金	16,512	81.9	15,677	81.9	
	当座貸越	998	5.0	704	3.7	
	金融機関貸付	1,604	8.0	1,604	8.4	
合計		20,151	100.0	19,145	100.0	
金利別	固定金利貸出	10,047	49.9	10,046	52.5	
	変動金利貸出	10,104	50.1	9,099	47.5	
用途別	設備資金	15,062	74.7	14,334	74.9	
	運転資金	5,089	25.3	4,811	25.1	
貸出先別	員内	会員	1,331	6.6	1,647	8.6
	組合員直接貸付	15,158	75.2	14,048	73.4	
	小計	16,489	81.8	15,695	82.0	
	員外	地方公共団体	800	4.0	754	3.9
	金融機関	1,604	8.0	1,604	8.4	
	その他	1,258	6.2	1,092	5.7	
	小計	3,662	18.2	3,450	18.0	
	合計	20,151	100.0	19,145	100.0	

(注) 個人向け貸出金のうち、住宅関連及び自動車ローンは設備資金、その他のローンは運転資金としている。
設備資金=長期資金-(経営資金+生活ローン(自動車ローンを除く)+共済ローン)

種類別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

区分	27年度		28年度		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
割引手形	—	—	—	—	—
手形貸付金	1,470	6.9	1,184	6.0	▲ 286
証書貸付金	17,023	80.0	15,842	80.7	▲ 1,181
当座貸越	1,193	5.6	1,004	5.1	▲ 189
金融機関貸付	1,604	7.5	1,604	8.2	—
合計	21,290	100.0	19,634	100.0	▲ 1,656

貸出金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区分	27年度末		28年度末		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
貯金等	1,628	8.0	1,350	7.1	▲ 278
有価証券	—	—	2	0.0	2
動産	—	—	—	—	—
不動産等	5,277	26.2	4,522	23.6	▲ 755
その他担保物	16	0.1	6	0.0	▲ 10
小計	6,921	34.3	5,880	30.7	▲ 1,041
基金協会保証	9,281	46.1	8,887	46.4	▲ 394
その他の保証	389	1.9	487	2.5	98
小計	9,670	48.0	9,374	49.0	▲ 296
信用	3,560	17.7	3,891	20.3	331
合計	20,151	100.0	19,145	100.0	▲ 1,006

(注) 貯金等=貯担(定期等)+積担(定期積金)。 不動産等=不動産等(動産+不動産)-基金協会債権(重複を控除)。

その他担保物=商業手形(転貸債権)+当座貸越(特殊当座・カードローンを除く)。

その他の保証=信販会社 信用=特殊当座・カードローンを含む

業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区分	27年度末		28年度末		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
農水産業	15,468	70.9	13,624	71.2	▲ 1,844
製造業	—	—	—	—	—
建設業	12	0.1	6	0.0	▲ 6
運輸・通信業	30	0.2	21	0.1	▲ 9
卸売・小売業	136	0.7	124	0.6	▲ 12
金融・保険業	—	—	—	—	—
不動産業	0	0.0	—	—	—
サービス業	4	0.0	52	0.3	48
地方公共団体	799	4.0	753	3.9	▲ 46
金融機関	1,604	7.5	1,604	8.4	—
その他	2,098	16.6	2,961	15.5	863
合計	20,151	100.0	19,145	100.0	▲ 1,006

保証業務

債務保証担保別内訳

(単位：百万円、%)

区分	27年度末		28年度末		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
貯金等	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産等	0	0.0	0	0.0	0
その他担保物	0	0.0	0	0.0	0
小計	0	0.0	0	0.0	0
信用	5	100.0	19	100.0	14
合計	5	100.0	19	100.0	14

代理業務

受託貸出金の残高

(単位：百万円)

受託先別	27年度末	28年度末
株式会社日本政策金融公庫(農林)	277	208
独立行政法人住宅金融支援機構	339	272
年金積立金運用管理独立行政法人	5	4
株式会社日本政策金融公庫(教育)	23	19
合計	644	503

(事務委託)

(単位：百万円)

受託先別	27年度	28年度
兵庫県沿岸漁業改善資金	183	156

主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類別)

(単位：百万円)

		27年度末	28年度末	増減
漁業	海面漁業	5,685	5,398	▲ 287
	海面養殖漁業	3,600	3,389	▲ 211
	その他漁業	10	15	5
漁業関係団体等		2,485	2,890	405
合計		11,780	11,692	▲ 88

(注) 1. 本表は、水産業関係の貸出残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出残高（生活資金等）は含まれておません。

2. 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めていません）

(資金種類別)

(単位：百万円)

		27年度末	28年度末	増減
プロパー資金		4,136	3,784	▲ 352
水産制度資金		7,644	7,908	264
漁業近代化資金		7,002	7,132	130
その他制度資金		614	776	162
合計		11,780	11,692	▲ 88

(注) 3. プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

4. 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここは②のみを掲載しております。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

		27年度末	28年度末	増減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		277	208	▲ 69
合計		277	208	▲ 69

(注) 5. 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

為替業務

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種類	種類	27年度		28年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
種類	送金・振込	件数	24,906	32,480	25,791
		金額	31,404	50,406	37,665
種類	代金取立	件数	528	96	519
		金額	3,729	94	18,557
合計		件数	25,434	32,576	26,310
		金額	35,133	50,500	56,222

有価証券

保有有価証券平均残高及び利回り

(単位：百万円、%)

種類	27年度			28年度			増減
	金額	構成比	利回り	金額	構成比	利回り	
国債	157	7.3	1.10	—	—	—	▲ 157
地方債	966	44.9	1.40	576	36.9	1.70	▲ 390
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,030	47.8	1.69	987	63.1	1.51	▲ 43
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,153	100.0	1.52	1,563	100.0	1.58	▲ 590

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
27 年 度 末	国債	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	102	204	—	—	115	226	—	647
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	201	308	106	422	—	—	—	1,037
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
受益証券		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		303	512	106	422	115	226	—	1,684
28 年 度 未	国債	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	201	—	—	—	—	—	—	201
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	304	105	318	—	196	—	—	923
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
受益証券		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		505	105	318	—	196	—	—	1,124

有価証券の含み損益（上場有価証券）

(単位：百万円)

区分	27年度			28年度			評価損益
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益	
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	600	647	47	200	201	1	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,000	1,037	37	900	923	23	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,600	1,684	84	1,100	1,124	24	—

(注) 1. 取得価額は、貸借対照表価額によっております。

2. 上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所における最終価格によっております。

3. 非上場有価証券のうち、時価相当額として価格等の算定が可能なものを記載しております。

4. 非上場有価証券の時価は、次の基準によっております。

① 店頭売買有価証券は、日本証券業協会が公表する売買価格等

② 公募債権は、日本証券業協会が公表する公社債店頭（基準）気配表に記載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格

③ 証券投資信託の受益証券は、基準価格によっております。

(保有目的による区分)

(単位：百万円)

区分	27年度			28年度			評価損益
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益	
売買目的	—	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—	—
その他	1,600	1,684	84	1,100	1,124	24	—
合計	1,600	1,684	84	1,100	1,124	24	—

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末時における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

① 売買目的有価証券については保有しておりません。

② 満期保有目的の債券については、償却原価が貸借対照表価額として計上されております。

③ その他の有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

オフバランス取引、先物取引の時価情報、オプション取引の時価情報、金銭の信託 該当ございません

主要な残高及び利益の推移

(単位：百万円、千口、人、%)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常収益	919	893	866	878	855
経常利益	30	42	16	37	25
当期利益金	9	30	15	29	19
出資金	1,734	1,735	1,735	1,735	1,735
出資口数	173	174	174	174	174
純資産額	2,761	2,785	2,795	2,825	2,788
総資産額	70,321	71,116	72,793	79,345	82,369
貯金	66,958	67,733	69,407	75,982	79,010
貸出金	23,149	22,075	21,404	20,151	19,145
有価証券	3,255	3,054	2,465	1,684	1,124
剰余金配当額	5	10	10	10	10
・出資配当金の額	5	10	10	10	10
・事業利用分量配当金の額	—	—	—	—	—
職員数	69	65	63	64	65
・受入出向職員	11	10	10	11	9
単体自己資本比率	13.43	13.72	12.82	12.19	11.10

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

なお、平成24年度以前は旧告示(バーセルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

資金効率(運用・調達勘定平均残高、収益、利回)

(単位：百万円、%)

区分	27年度			28年度		
	平均残高	収益	利回	平均残高	収益	利回
貸出金	21,290	439	2.06	19,634	389	1.98
預け金	44,597	275	0.62	53,127	305	0.57
有価証券	2,153	33	1.53	1,563	60	3.84
実質運用勘定利回 A	68,040	747	1.16	74,324	754	1.01
貯金	68,831	64	0.09	75,203	65	0.09
借用金	—	—	—	—	—	—
貯金経費	—	695	1.01	—	689	0.92
貯金借用金原価率 B	68,831	759	1.10	75,203	754	1.00
運用資金利鞘 A - B			0.06			0.01

区分	27年度	28年度
事業収益 イ	870	838
事業費用 □	839	830
事業利益 イ-□	31	8
事業収支率 □/イ	96.4	99.0

区分	27年度	28年度
総資金運用利回	1.25	1.12
総資金原価率	1.19	1.09
(うち貯金原価率)	(1.10)	(1.00)
総資金利ざや	0.06	0.03

(注) 総資金運用利回=資金運用収益/資金運用勘定平均残高×100
総資金利ざや=総資金運用利回-総資金原価率

資金運用及び事業粗利益

(単位：百万円、%)

区分	27年度	28年度
資金運用収益	746	718
資金調達費用	73	74
資金運用収支	673	644
役務取引等収益	23	24
役務取引等費用	29	29
役務取引等収支	▲ 6	▲ 5
その他事業収益	100	96
その他事業費用	49	47
その他事業収支	51	49
事業粗利益	725	697
事業粗利益率	1.07	0.94

役務取引の状況

(単位：百万円)

種類	27年度	28年度
受入為替手数料	14	15
その他受入手数料	9	9
役務取引等収益	23	24
支払為替手数料	4	4
その他支払手数料	25	25
役務取引等費用	29	29

(注) 事業粗利益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)+事業管理費+債権管理費+事業推進費
事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位：百万円)

区分	27年度	28年度
業務純益	26	8

(注) 業務純益=事業粗利益-経費(人件費・物件費・税金)

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区分	27年度		28年度		
	残高	増減額	残高	増減額	
受取利息	貸出金	439	▲ 29	389	▲ 50
	有価証券	33	▲ 8	25	▲ 8
	預け金	35	7	21	▲ 14
	合 計	507	▲ 30	435	▲ 72
支払利息	貯金	64	6	65	1
	譲渡性貯金	—	—	—	—
	借用金	—	—	—	—
	合 計	64	6	65	1
差 引	443	▲ 36	370	▲ 73	

経費の内訳

(単位：百万円)

区分	27年度	28年度
人件費	役員報酬	32
	給料手当	332
	賞与引当金繰入	▲ 1
	福利厚生費	57
	退職給付費用	17
	小計	437
旅費交通費	7	7
業務費	97	105
負担金	17	19
施設費	118	115
貯金保険料	9	10
雑費	2	3
税金	1	2
合 計	688	680

その他の経営諸指標

(単位：百万円、%)

区分	27年 度		28年 度	
	期 末	期 中	期 末	期 中
貯貸率	26.5	30.9	24.2	26.1
貯預率	70.0	64.8	73.3	70.6
貯証率	2.2	3.1	1.4	2.1
1職員当り貯金平均残高	1,075		1,157	
1職員当り貸出金平均残高	333		302	
1店舗当り貯金平均残高	3,824		5,014	
1店舗当り貸出金平均残高	1,183		1,309	
総資産経常利益率	0.05		0.03	
総資産当期利益率	0.04		0.02	
資本経常利益率	1.33		0.91	
資本当期利益率	1.05		0.69	

役員等の報酬体系

◇ 役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみです。

功労金については、該当ありません。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	31	—

◇ 対象役員は、理事10名、監事4名です。

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

自己資本の充実の状況

○自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の最重要課題として取り組んでいます。

平成29年3月末における自己資本比率は、リスク・アセットが拡大したことにより、前年度対比において1.09ポイント低下して11.10%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資と会員外からの優先出資により調達しております。

出資金額は次のとおりです。

○ 普通出資

項目	内 容
発行主体	兵庫県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	14億円（前年度 14億円）

○ 非累積的永久優先出資

項目	内 容
発行主体	兵庫県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	3億円（前年度 3億円）

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

今後も、未処分剰余金からの内部留保により、自己資本の増強を行っていきます。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーション・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	当期末 経過措置による不算入額	前期末 経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	2,746		2,724
うち、出資金及び資本準備金の額	1,735		1,735
うち、再評価積立金の額	—		—
うち、利益剰余金の額	1,035		1,029
うち、外部流出予定額（△）	▲25		▲40
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	59		61
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	59		61
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
うち、回転出資金の額	—		—
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	2,805		2,785
コア資本に係る調整項目（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	0	0
うち、のれんに係るもの額	—		—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		—
適格引当金不足額	—		—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—
前払年金費用の額	—		—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—		—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0		0
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	2,804		2,785
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	23,929		21,487
資産（オン・バランス）項目	23,915		21,484
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲2,009		▲3,545
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	50		75
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	▲2,010		▲3,545
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オフ・バランス項目	14		3
CVAリスク相当額をハーバーセントで除して得た額	—		—
中央清算機関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—
オペレーションル・リスク相当額の合計額をハーバーセントで除して得た額	1,324		1,360
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	25,252		22,847
自己資本比率	11.10%		12.19%
自己資本比率（（ハ）／（二））	11.10%		12.19%

○自己資本充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	27年 度 末			28年 度 末		
	エクスポート ジャーラの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4 %	エクスポート ジャーラの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4 %
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,403	—	—	1,955	—	—
地方公共団体金融機関及び 我が国の政府関係機関向け	64	6	0	51	5	0
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	53,415	10,683	427	58,156	11,631	465
法人等向け	301	150	6	100	50	2
中小企業等・個人向け	1,452	1,089	44	1,326	995	40
抵当権付住宅ローン	3,473	1,216	49	2,958	1,035	41
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	237	274	11	207	234	9
漁業信用基金協会等保証	9,222	922	37	8,885	889	36
出資等	456	456	18	456	456	18
上記以外	7,557	7,441	298	7,574	9,223	369
(うち農林中央金庫等の対象普通出資等)	2,785	4,171	167	2,785	5,557	222
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	0	0	—	0	0	—
経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されなかったものの額(▲)	▲ 753	▲ 753	—	▲ 603	▲ 603	—
合 計	77,827	21,484	890	81,065	23,915	980

○オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

27年 度			28年 度		
粗利益額 a	オペレーションナル・ リスク相当額を8 %で除して得た額 b = a × 15% ÷ 8 %	所要自己資本額 c = b × 4 %	粗利益額 a	オペレーションナル・ リスク相当額を8 %で除して得た額 b = a × 15% ÷ 8 %	所要自己資本額 c = b × 4 %
725	1,359	54	706	1,324	53

(注) オペレーションナル・リスク相当額の算出に当たり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

○所要自己資本額

(単位：百万円)

27年 度		28年 度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
22,847	914	25,252	1,010

○信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー	—	日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—
法人等向けエクspoージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—

◇信用リスクに関するエクspoージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		27年 度 末		28年 度 末		
		信用リスクに関するエクspoージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクspoージャーの残高	うち貸出金等
法 人	農林水産業	3,574	3,574	—	3,355	3,355
	製造業	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	116	116	—	114	114
	金融・保険業	55,501	1,604	702	60,339	1,604
	不動産業	—	—	—	—	—
	サービス業	1,332	1,332	—	1,697	1,697
	地方公共団体	1,403	800	603	955	754
	その他	301	—	301	101	—
個人		12,769	12,769		11,673	11,673
固定資産等		4,464			4,272	
合 計		79,460	20,195	1,606	82,506	19,197
						1,104

- (注) 1. 全て国内取引です。
 2. 残高は、信用リスク削減効果適用前の残高です。
 3. 基金協会保証付債権も業種別に区分して記載しております。
 4. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。
 5. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

◇信用リスクに関するエクspoージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		27年 度 末		28年 度 末		
		信用リスクに関するエクspoージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクspoージャーの残高	うち貸出金等
	1年以下	61,295	8,266	401	65,734	7,547
	1年超3年以下	1,967	1,165	502	1,478	1,278
	3年超5年以下	2,182	2,082	100	2,641	2,339
	5年超7年以下	2,468	2,166	302	1,681	1,681
	7年超	6,326	6,025	301	6,089	5,889
	期限の定めなし	5,222	491	—	4,883	463
合 計		79,460	20,195	1,606	82,506	19,197
						1,104

- (注) 1. 全て国内取引です。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。

◇3月以上延滞エクspoージャーの期末残高および業種別の内訳

(単位：百万円)

		27年 度	28年 度
法 人	農林水産業	164	139
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
その他		—	—
個人		202	196
合 計		366	335

(注) 全て国内取引です。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	27年 度					28年 度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			使用目的	その他				使用目的	その他	
一般貸倒引当額	65	61	—	65	61	61	59	—	61	59
個別貸出引当額	124	120	8	116	120	120	114	6	114	114
法 人	農林水産業	94	86	8	86	86	79	6	80	79
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	1	—	—	1	1	—	1	—
	個人	30	33	—	30	33	33	36	—	33
										36

(注) 全て国内取引です。

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

	27年 度	28年 度
法 人	農林水産業	—
	製造業	—
	建設業	—
	運輸・通信業	—
	卸売・小売業	—
	金融・保険業	—
	不動産業	—
	サービス業	—
	地方公共団体	—
	その他	—
	個人	—
	合 計	—

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

信用リスク削減効果勘案後残高	27年 度末			28年 度末		
	格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
0%	—	3,938	3,938	—	3,407	3,407
10%	—	9,286	9,286	—	8,936	8,936
20%	52,683	732	53,415	57,555	600	58,155
35%	—	3,473	3,473	—	2,957	2,957
50%	301	54	355	100	47	147
75%	—	1,452	1,452	—	1,326	1,326
100%	516	2,470	2,986	416	2,629	3,045
150%	2,772	128	2,900	—	101	101
200%	—	—	—	2,772	—	2,772
250%	—	22	22	200	19	219
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額	—	—	—	—	—	—
合 計	56,272	21,555	77,827	61,043	20,022	81,065

○信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートヤーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートヤーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポートヤーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートヤー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポートヤーの額

(単位：百万円)

区分	27年 度 末		28年 度 末	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関および証券会社向け	—	1,000	—	1,000
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	7	—	6
抵当権付住宅ローン	—	57	—	45
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	1,064	—	1,051

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○証券化エクスポートヤーに関する事項

「証券化エクスポートヤー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートヤーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートヤーのことです。当連合会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは貸借対照表上の外部出資勘定として計上されているものであり、当連合会においては、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

これらの評価等は、系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	27年 度 末		28年 度 末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,638	—	2,638	—
合計	2,638	—	2,638	—

◇出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

「該当ございません」

◇貸借対照表で認識された損益計

(その他有価証券の評価損益等)

「該当ございません」

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

「該当ございません」

○金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、債券市場、スワップ市場等の金利に関連する市場が変動することにより、貸出金、有価証券、貯金等の金利感応資産・負債の価値が低下するリスクをいいます。当連合会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク（45百万円） = 運用勘定の金利リスク量 + 調達勘定の金利リスク量

◇金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	27年 度	28年 度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	13	45

リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分	27年度末	28年度末	増減
破綻先債権額	38	34	▲ 4
延滞債権額	421	323	▲ 98
3か月以上延滞債権額	281	281	0
貸出条件緩和債権額	9	44	35
リスク管理債権総額 A	750	682	▲ 68
担保・保証付債権額 B	612	535	▲ 77
個別貸倒引当金残高 C	120	114	▲ 6
保全率 (B+C)/A	97.6	95.2	▲ 2.4

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て、又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を収益に計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、(注) 1に掲げるもの及び債務者の経営再建、又は支援を図ることを目的として、利息の支払いを猶予したもの以外のものをいいます。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金((注) 1・2に掲げるものを除く。)をいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金((注) 1・2・3に掲げるものを除く。)をいいます。
5. 「担保・保証付債権額 B」は、「リスク管理債権総額 A」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証合計額です。
6. 「個別貸倒引当金残高 C」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分	27年度末	28年度末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	289	262	▲ 27
危険債権	169	95	▲ 74
要管理債権	289	325	36
不良債権額合計 A	747	682	▲ 65
正常債権	19,446	18,463	▲ 983
担保・保証付債権額	612	535	▲ 77
貸倒引当金残高	120	114	▲ 6
保全額合計 B	732	649	▲ 83
保全率 B/A	97.9	95.2	▲ 2.7

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、基本的には、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
5. 「担保・保証付債権額」は、「金融再生法開示債権総額 A」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
6. 「貸倒引当金残高」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	27年 度				28年 度				期末残高	
	期首残高	期中增加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中增加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	65	61	—	65	61	61	59	—	61	59
個別貸倒引当金	124	120	8	116	120	120	114	6	114	114
合 計	189	181	8	181	181	181	173	6	175	173

貸出金償却

(単位：百万円)

区分	27年度	28年度
貸倒償却額	—	—

●○個人情報保護方針○●

当連合会は、利用者の皆さまよりお預かりした個人情報を正しく取扱うことが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、個人情報を取扱う際に、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」という。）をはじめ、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。

また、当連合会は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

※「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、保護法第2条第1項に規定する特定の個人を識別できるもののをいい、以下も同様といたします。

※「特定個人情報」とは、マイナンバー法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様といたします。

2. 当連合会は、利用目的を可能な限り特定した上、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。また、ご本人の選択による利用範囲の限定に自主的に取り組みます。

但し、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

※なお、「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

3. 当連合会は、個人情報を取得する場合は、適正な手段で取得するものとし、また、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。

但し、ご本人から、書面により直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

4. 当連合会は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また、個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員等および委託先を監督します。

※なお、「個人データ」とは、保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

※また、「役職員等」には、役員および職員以外に当連合会の指揮・監督下にある派遣労働者を含みます。

5. 当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを当連合会以外の第三者に提供しません。

なお、当連合会は、貯金業務および電算処理事務について個人データの取扱いを外部に委託する場合がありますが、その際には個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対して守秘契約等に基づいて必要かつ適切な監督を行います。

また、当連合会は、マイナンバー法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 当連合会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 当連合会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

また、ご本人からお求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送など自主的に利用停止等に応じます。

※なお、「保有個人データ」とは、保護法第2条第5項に規定する保有個人データをいいます。

8. 当連合会は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し、迅速かつ適切に取組み、そのための内部管理体制の整備に努めます。

9. 当連合会は、取扱う個人情報につき、役職員等に適正な情報管理を周知徹底させるため、計画的に教育・研修等を行います。

10. 当連合会は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどにより、本保護方針の適正な実施運営および継続的な改善に努めます。

●○情報セキュリティ基本方針○●

当連合会は、利用者の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当連合会の情報およびお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と日々の改善に努めることが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当連合会で情報の安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

■ 店舗一覧

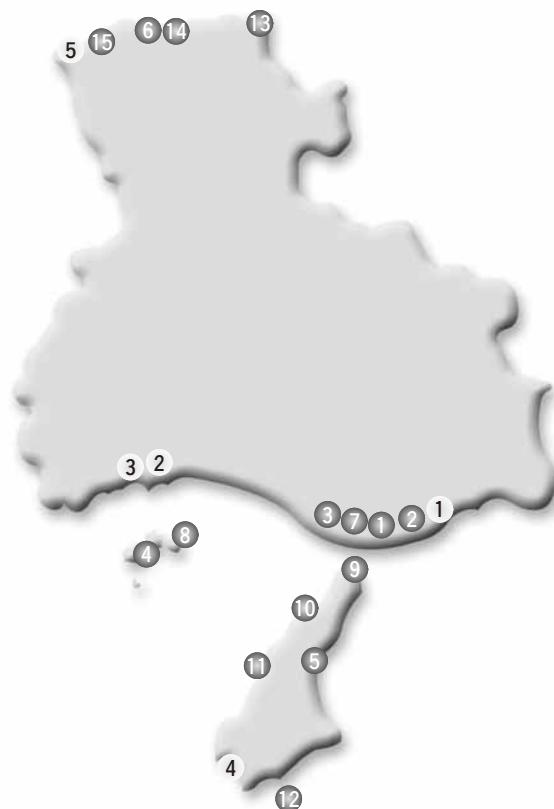
(平成29年3月末)

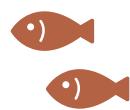
■ 本店・支店・営業店

地 区		兵 庫 県 一 円	A T M
	店 舗 名	住 所	電 話 番 号
1	本 店	明石市中崎1丁目2番3号	078 (919) 1210
2	神 戸 支 店	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号	078 (704) 0880
3	明 石 支 店	明石市林3丁目19番23号	078 (923) 4323
4	坊 勢 支 店	姫路市家島町坊勢697番地	079 (326) 0234
5	淡 路 島 支 店	淡路市生穂1553番地の7	0799 (64) 2331
6	但 馬 支 店	美方郡香美町香住区若松747番地	0796 (36) 1334
7	明 石 浦 営 業 店	明石市岬町33番1号	078 (917) 8154
8	家 島 営 業 店	姫路市家島町宮110番地の1	079 (325) 0007
9	東 淡 営 業 店	淡路市岩屋1414番地の1	0799 (72) 5525
10	西 浦 営 業 店	淡路市育波148番地の3番	0799 (84) 0399
11	一 宮 営 業 店	淡路市郡家1355番地	0799 (85) 0002
12	沼 島 営 業 店	南あわじ市沼島2367番地の2	0799 (57) 0246
13	津 居 山 営 業 店	豊岡市津居山317番地	0796 (28) 2533
14	柴 山 営 業 店	美方郡香美町香住区沖浦911番地の8	0796 (37) 0455
15	浜 坂 営 業 店	美方郡新温泉町浜坂1478番地の1	0796 (82) 3023

■ ATM店舗

	店 舗 名	住 所
1	神戸市漁協駒ヶ林支所	神戸市長田区駒ヶ林町4丁目1番7号
2	岩 見 漁 協	たつの市御津町岩見1308番地の5
3	室 津 漁 协	たつの市御津町室津493番地の2地先
4	福 良 漁 協	南あわじ市福良丙28番地
5	浜 坂 漁 協 諸 寄 支 所	美方郡新温泉町諸寄3228





JF
JFなぎさ信漁連

